

新手法の詐欺！「〇〇ペイで返金します」に注意

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらうはずがいつの間にか「送金」してしまった、という新手法の詐欺に関する相談が増えています。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！

【事例1 60歳代・男性・士別市】

中古の小型除雪機が欲しく、ネット検索していると販売価格99,000円の商品が29,700円と安かったため購入を決めた。申込み後、メールで注文内容などの連絡があり、個人名義の振込先に現金を振込みした。その後、商品は届かず連絡先の携帯番号へ架電したが繋がらず、事業者から「欠品で在庫がありません。返金を希望される方はLINEのサポートセンターに連絡してください。〇〇ペイで返金いたします」とメールが届いた。自分はLINEを利用していないため、現金書留での返金を希望したが、同じ内容のメールが届く。今後どのように返金を求めたらよいか。

【事例2 50歳代・女性・他地域】

ネット通販でカーナビゲーションと液晶パネルを申込んだ。現金を振込みした後、「3営業日以内に商品を発送します」とメールが届いた。しかし、商品が届かないためサイトにあった電話番号へかけると女性が対応し、「個人の電話番号です」と返答された。その後、「現在全商品欠品しています。返金はLINEのカスタマーセンターを通して〇〇ペイでしか対応できません」とメールが届いた。今現在サイトも消えてしまった。今後、

代金をどのように取り返すことが出来るか知りたい。



【詐欺の手口】

- ① ネットショッピングしたが商品が届かない。
- ② メールや電話でショップから返金の連絡がある。
- ③ LINEでやりとりする。
- ④ リンクをタップすると〇〇ペイの画面が開き、言われるままに操作する。
- ⑤ 返金してもらうはずが、送金してしまう。

【アドバイス】

【事例1】は警察署に相談するよう助言し、警察署が銀行口座や事業者について調査してくれましたが、被害回復には至りませんでした。【事例2】についても、新手法の詐欺であることを説明し、最寄りの警察署に相談することと、振込先の銀行へも詐欺に利用されている口座について相談するよう助言しました。

ネットショッピングの代金支払い方法として、前払いの銀行振込しか選択肢がない場合、申込みをよく検討しましょう。代金を銀行振込しているにも関わらず、返金を決済アプリで行うのは極めて不自然です。相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、下記相談窓口や警察署にご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでの相談も受けています

